一　法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の道府県知事
	同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の道府県知事
二　法第百四十四条の三十二第一項第三号に係る承認を受けた者	同条第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の写し	法第七十四条の二第一項の小売販売業者の営業所所在地の道府県知事又は同条第二項の卸売販売業者等の事務所若しくは事業所で当該売渡し若しくは消費等に係る製造たばこを直接管理するものの所在地の道府県知事
三　法第百四十四条の三十五第七項の特別徴収義務者	同項に規定する書類	法第百四十四条の二第一項に規定する軽油の納入地所在地の道府県知事
四　法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長
	同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の市町村長
	法第四百六十九条第二項に規定する書類	法第四百六十五条第一項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長又は同条第二項の卸売販売業者等の事務所若しくは事業所で当該売渡し若しくは消費等に係る製造たばこを直接管理するものの所在地の市町村長

8　前項の規定により過去分書類に係る電磁的記録の保存をする法第七百四十八条第三項の表の各号の上欄に掲げる者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

9　法第七百四十八条第三項後段に規定する総務省令で定める要件は、同項後段の地方税関係書類に係る電磁的記録について、当該地方税関係書類の保存場所に、地方税に関する法令の規定により当該地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

第二十六条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条第一項中「承認を受けている法第七百四十八条の表の各号の上欄」を「規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号」に、「前条各号に掲げる要件」を「前条第一項各号に掲げる要件（当該者が同条第二項に規定する特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合には、同条第一項第三号に掲げる要件を除く。）」に改め、「承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿に係る」を削り、同項第一号ロ⑴中「第七百四十八条の表の各号の上欄」を「第七百四十八条第一項各号」に改め、「（前条第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものを含む。）」を削り、「記名押印」を「その氏名」に改め、同号ロ⑵中「記名押印」を「氏名」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、法第七百四十九条第二項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする法第七百四十八条第二項各号に掲げる者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号及び第三号」と、「特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「特定要件（同項第二号ハからホまでに掲げるものに限る。）に従つて」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

第二十六条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条の表の各号の上欄」を「第七百四十九条第三項の規定により地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号」に改め、「掲げる者」の下に「又は同条第二項各号に掲げる者」を加え、「承認を受けている地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿又は地方税関係書類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えている同項各号に掲げる者の当該地方税関係帳簿又は同条第二項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている同項各号に掲げる者の当該地方税関係書類の全部又は一部について、その保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿又は地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第二十七条から第三十条までを次のように改める。

（法第七百五十条第三項の電磁的記録の保存）

第二十七条　法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）に係る電磁的記録の提供を受けた者（以下この項及び第三項において「保存義務者」という。）は、当該電磁的記録を、当該地方税関係書類の徴収若しくは当該書類の提出が書面により行われたとした場合又は書面により行われその写しが作成されたとした場合に、地方税に関する法令の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第二十五条第一項第二号及び第五項第六号並びに同項第七号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同条第五項第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が千万円以下である事業者である場合であつて、当該要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件）を除く。）に従つて保存しなければならない。

一　当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該記載事項の授受を行うこと。

二　次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

イ　当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該記載事項の授受後、速やかに行うこと。

ロ　当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該記載事項の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。